

I 毎月勤労統計調査の説明

1 調査の目的

毎月勤労統計調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、雇用、給与及び労働時間についての毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の体系

この調査は、全国調査、地方調査及び特別調査で構成され、調査体系は次のとおりである。

区 分	全国調査	地方調査
事業所規模 実施時期 調査方式 抽出方法 調査事業所数	第一種事業所調査 常用労働者 30 人以上 毎月 郵送調査方式 又はオンライン方式 事業所一段抽出（事業所指定） 約 90 事業所	第一種事業所調査 常用労働者 30 人以上 毎月 郵送調査方式 又はオンライン方式 事業所一段抽出（事業所指定） 約 230 事業所
事業所規模 実施時期 調査方式 抽出方法 調査事業所数 調査区数	第二種事業所調査 常用労働者 5 人～29 人 毎月 統計調査員による実地他計方式 又はオンライン方式 事業所二段抽出 （調査区・事業所指定） 約 240 事業所 24	

区 分	特別調査
事業所規模 実施時期 調査方式 抽出方法 調査事業所数 調査区数	常用労働者 1 人～4 人 年 1 回（7 月分） 統計調査員による実地他計方式 調査区一段抽出（調査区内全数） 約 330 事業所 38

3 調査の対象

平成 28 年の調査は、日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）に定める①鉱業, 採石業, 砂利採 取業、②建設業、③製造業、④電気・ガス・熱供給・水道業、⑤情報通信業、⑥運輸業, 郵便業、⑦卸売業, 小売業、⑧金融業, 保険業、⑨不動産業, 物品賃貸業、⑩学術研究, 専門・技術サービス業、⑪宿泊業, 飲食サービス業、⑫生活関連サービス業, 娯楽業、⑬教育, 学習支援業、⑭医療, 福祉、⑮複合サービス事業、⑯サービス業（他に分類されないもの）に属する事業所を対象としている。

4 調査事項の定義

(1) 現金給与

現金給与とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うものをいう。

現金給与総額	「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の総額で、労働者が負担すべき所得税、住民税、社会保険料等を含む
きまって支給する給与 (定期給与)	労働協約、就業規則等によって、あらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき算定され支給される給与 (例) 基本給・本俸、家族手当、業績給、奨励加給、精勤手当、職務手当 (役付手当、窓口手当、現金出納手当、特殊作業手当、宿日直手当など)、超過勤務手当・時間外勤務手当・残業手当、休日出勤手当、深夜手当、交替手当、物価手当、通勤手当、寒冷地手当など
所定内給与	「きまって支給する給与」のうち、「所定外給与」以外のもの
所定外給与 (超過労働給与)	「きまって支給する給与」のうち、所定内労働時間を超えて提供した労働に対し算定される給与 (例) 超過勤務手当・時間外勤務手当・残業手当、休日出勤手当、深夜手当など
特別に支払われた給与 (特別給与)	「現金給与」のうち、「きまって支給する給与」以外のもの ①賞与 (ボーナス) ②ベースアップが行われた場合の差額追給分 ③3 カ月を超える期間で算定される現金給与 (例) 3 カ月を超える期間で算定される通勤手当、6 カ月分の寒冷地手当 ④臨時に支払われた現金給与

(2) 出勤日数

出勤日数とは、常用労働者が実際に就業した日数をいう。有給でも事業所に出勤しない日は出勤日にはならないが、一日のうち1時間でも就業すれば出勤日となる。

(3) 労働時間

労働時間とは、常用労働者が実際に労働した時間のことであり、休憩時間を含まないが、鉱業の坑内夫の休憩時間や運送関係労働者にみられる手待ち時間は含める。

総実労働時間	「所定内労働時間」と「所定外労働時間」の合計
所定内労働時間	事業所の労働協約・就業規則等であらかじめ就業すべきと定められた時間帯（所定労働時間）の範囲内での実労働時間数
所定外労働時間	残業、休日出勤、早出等の実労働時間数

(4) 常用労働者

常用労働者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 期間を定めずに、又は1カ月を超える期間を定めて雇われている者
- ② 日々又は1カ月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前2カ月間で、それぞれ18日以上雇われている者

ただし、船員法に基づく船員は、調査対象とする労働者から除く。

なお、次の場合は常用労働者とする。

ア 重役・役員、工場長、支店長

法人組織の取締役、監査役・理事などの重役・役員、また、工場長、支店長であっても、一般の従業員と同じ給与規則又は基準で毎月給与の算定を受けている者

イ 事業主の家族

事業主と常時同居し、生計を一にする事業主の家族であっても、事業所で雇っている他の労働者と同様に事業主の指揮命令に従って働いていることが明確であり、一般雇用者と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与の算定を受けている者

ウ 委任、請負

顧問弁護士・税理士、経営コンサルタント、産業医、校医等のうち、定期的に、特定の時間に事業所に出勤して、事業主に勤務状況の報告が義務づけられるなど事業主との間に使用従属関係が認められ、また、報酬も労務の提供の対償としての賃金・給与という性格が強い場合に該当する者

エ 出向者

他企業から出向してきている者で、相当期間、継続的に調査事業所の事業主の指揮監督下にある者

オ 長期休暇をとっている者

病気、療養、その他の理由で事業所に出勤していない者のうち、給与が算定され
支払いの対象となっている者

(5) パートタイム労働者

常用労働者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 1日の所定内労働時間が一般の労働者より短い者
- ② 1日の所定内労働時間が一般の労働者と同じで、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者

5 抽出方法及び結果の算定方法

第一種事業所については、厚生労働省が「平成 24 年経済センサスー活動調査」によって把握された事業所全数名簿を基に、産業・事業所規模別に無作為に事業所を抽出し、指定している（青森県では約 320 事業所）。

第二種事業所については、厚生労働省が平成 21 年経済センサスー基礎調査の事業所調査区に基づき設定した毎勤調査区から、青森県分として 24 調査区を抽出し、続いて、その調査区から産業別に無作為に事業所を抽出し、指定している（青森県では約 240 事業所）。

調査結果は、調査事業所からの毎月の報告を基にして、事業所の規模別及び産業・性・就業形態別に、労働者一人平均の現金給与額、出勤日数又は労働時間等について、県内の常用労働者を 5 人以上雇用する全事業所に対応するように算出した推定値である。

なお、母集団労働者数として使用する数値については、前月分調査結果の本調査期間末常用労働者数としている。

6 特別調査について

(1) 調査の目的及び期日

常用労働者 1～4 人の事業所における労働者の給与、労働時間及び雇用の実態を明らかにし、毎月実施している第一種事業所調査及び第二種事業所調査を補完することを目的として、毎年 7 月末日現在で実施している。

(2) 調査の対象

厚生労働省が平成 21 年経済センサスー基礎調査の基本調査区に基づき設定した毎勤特別基本調査区から、青森県分として 38 調査区を抽出し、その調査区内に所在する常用労働者数が 1～4 人である事業所全てを対象としている（青森県では約 330 事業所）。

(3) 調査結果の集計、公表

調査の結果は、厚生労働省が集計し、「毎月勤労統計調査特別調査報告」として公表している。

7 本書の利用上の注意

(1) 調査結果の概要は、平成 28 年平均（一月当たり）の結果である。常用労働者一人平均月間の給与、出勤日数、労働時間と月間平均の常用労働者数を表している。

(2) 調査産業のうち、「①鉱業,採石業,砂利採取業」及び「④電気・ガス・熱供給・水道業」については、調査対象事業所が少ないため、産業別に表章していないが、調査産業計にはこれらを含め算定している。

(3) この調査は、経済センサスを母体とする抽出調査で、一定期間ごとに調査標本の抽出替えを行うこととなっている。新・旧の標本間では、標本誤差や抽出母集団事業所の相違による誤差が生じるため、抽出替え時に指数のギャップ修正を行い、調査結果の時系列連続性を保持している。

なお、実数については修正を行っていない。

(4) 指数の基準年は平成 22 年で、平成 22 年=100 となるよう修正している。

(5) 平成 22 年 1 月分からは、平成 19 年 11 月に改定された日本標準産業分類に基づく集計を行っている。

(6) 表章産業の変更あるいは四捨五入の関係等で、個々の数値の計が合計欄と一致しない場合や、個々の構成比の計が 100%とならない場合もある。

(7) 全国の数値は、厚生労働省が集計した全国調査の結果である。

(8) 表中に使用した符号で、「△」は負数又は減少したものであり、「－」は該当数字がないものである。

